

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第13条及び二本松市いじめ防止条例に基づき、本校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

## 旭小学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。
- (4) 児童を取り巻くすべての環境の中で、児童がいじめの重大さを認識し、児童自らいじめ防止のための活動を計画し、行動することにより、いじめ問題に対する子どもの理解を深めることを通して、いじめの未然防止を図ることができるようにする。

### 2 基本方針

#### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態（感染症による差別、偏見を含む）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ その子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやゲーム、グループに入れない。
  - ・ 席を離される。
- ③ 暴力を受ける。
  - ・ わざとぶつかられたり、足をかけられたりする。
  - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して、技をかけられる。
- ④ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 持ち物を隠されたり、壊されたり、落書きをされたりする。
  - ・ くつやバック等にごみや本人の嫌がるものを入れられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいことをされたり，危険なことをさせられたりする。
  - ・ 笑われるようなこと，恥ずかしいことを無理矢理させられる。
  - ・ 衣服を脱がされたり，髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話，通信できるゲーム等でいやなことをされる。
  - ・ 掲示板やブログ等に誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅しのメールが送られる。
  - ・ SNSのグループから故意に外される。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①名 称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談員，養護教諭

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ 情報の収集と記録及び共有
- ・ 組織的な対応を進めるための連絡・調整

④未然防止に向けた児童の主体的な取り組み

- ・ 児童による呼びかけ（児童会活動を中心に）
- ・ 互いに思いやる活動の設定（学校行事等を主に，日常生活全般）

(3) いじめの未然防止のための取組

学 校 と し て	<p>① 生徒指導の機能を生かした教育活動を推進する。</p> <p>② 日々の道徳の時間の中で，道徳教育の充実を図る。</p> <p>③ いじめは表面化せず，「見えない，見とれない」ものという認識を踏まえ，気になる児童の掘り起こしに努め，生徒指導協議会，職員会議などで捉え，全職員で見とり，適切に対応するとともに，その状況や対応について記録を残すようにする。</p> <p>④ 生徒指導協議会や事例研究を通して，いじめの予防指導を共通理解し，組織を生かした全職員による指導協力体制を確立していく。</p> <p>⑤ 休み時間や放課後の時間における指導方法の改善を図る。（いじめの多くは，学校内で起こり，休み時間の指導が行き届いている学校ではいじめが少ない。）</p> <p>⑥ 積極的生徒指導を生かし，教育相談を適宜行う。（定期・日常的）</p>
学 級 と し て	<p>① 児童に，互いの人格を尊重し，相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに，心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせるため，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように留意するとともに，望ましい授業づくりや集団づくりに努める。</p> <p>② 授業の質的向上に努める。（分かりやすく楽しい成就感を味わえる授業，個別指導の充実）</p> <p>③ 児童の模範として，教師自らが児童に対して温かい態度で接する。</p> <p>④ 互いの個性を認め合う温かい人間関係作り・学級作りに努める。</p> <p>⑤ 「いじめは絶対に許さない」というメッセージを送り続け，学級活動等で継続的に話し合う。</p> <p>⑥ 児童の人間関係を把握する。（日常観察，情報収集，交友関係調査）</p>
児 童 の 活 動	<p>① 児童会（代表委員会が主となり，いじめの重大さについて考え発表するなどの呼びかける活動を行い，児童のいじめ防止に向けた意識の高揚を図る。（ポスターの掲示等）</p> <p>② 各種行事の縦割り班活動での活動反省の中で，児童が主体となって互いによかったこと・互いのよさを話し合をする。（6年生を中心とした振り返り活動を行うことにより，自己肯定感や自己存在感が高めることができるようにする。）</p>

#### (4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教職員の危機意識の高揚（児童の些細な変化への気付きのために）
  - 児童の行動や様子を見取りを行う。（教育活動全般）
  - アンケートを実施し、状況を把握する。
    - ・ いじめは存在するという認識を持って、いじめの実態把握のためのアンケート調査を行う。
    - ・ アンケートに記載された内容に関して気になる点があれば事実確認をし、すぐに生徒指導主事並びに管理職に報告する。
    - ・ アンケートは、記載内容について多くの目で確認する意味から、教育相談等が終了した時点で担当が速やかに回収し、管理職に提出する。管理職の確認を経た後、集計・分析等の作業を進める。
  - 教育相談の実施する。  
アンケートの結果をもとに、児童一人一人に応じた話し合いを年3回（5月・11月・1月）実施。
  - 日常的な教育相談体制の構築と充実（チャンス相談など）←保護者の面談等も含む
- ② 保護者（地域住民）との連携
  - 保護者や地域住民との信頼関係の構築と情報収集を行う。
  - 保護者との連携を図りながら未然防止・早期発見に努める。
  - いじめ防止のため、保護者には、家庭で児童の小さな変化を見逃さないことを助言するとともに、SNSの望ましい取り扱いについての啓発に努める。

#### (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① 児童及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、効果的に対処するための教育及び啓発を行う。（情報モラル教育等を通じて）
- ② メディアに関する調査も実施し、インターネットを通じて行われるいじめの実態把握も行う。
- ③ 重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに市教育委員会、警察署への相談や通報を行うなど、外部の専門機関を連携して対応に当たる。

#### (6) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、管理職に報告するとともに、当該児童に係るいじめの事実関係を明らかにする。
- ② 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめの傍観者及び同調者に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感を育てることを通して、行動の変容を促す。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ根絶委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。  
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ 重大事態発生時の対応  
〈重大事態とは〉  
ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合  
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈重大事態の報告〉

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

〈重大事態の調査〉

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

(6) 保護者、地域と協働した取り組み

- ・ いじめ根絶チーム定例会

いじめの未然防止と根絶を図るための実効ある取り組みや対応について、家庭や地域と協力して取り組むための情報交換と協議の場とする。(必要に応じて)

- ・ 家庭訪問 (年1回 夏休みに実施：面談等は必要に応じて行う)、個別懇談 (年1回 11月に実施) において、児童の様子 (家庭、学校) についての状況把握を行う。

(7) 教職員の指導力向上と指導改善への取り組み (生徒指導協議会や現職教育において指導)

- ・ いじめ未然防止のための指導方法や人間関係づくりの研修
- ・ 児童理解研修の実施

(8) 年間計画

月	活 動 内 容
4	・年間計画の確認 ・生徒指導協議会・いじめ対策委員会を月1回実施し、全職員間の共通理解を図る。 ・月別目標の反省
5	・いじめ調査用紙の作成と実施 ※児童会における話し合い・呼びかけ (随時) ・教育相談の実施 ※行事における縦割りでの話し合い
6	・家庭訪問の実施
7	・第1回いじめ根絶チーム定例会
8・9	・1学期の反省と2学期の推進 (いじめ根絶に向けての指導方針や方法の確認)
11	・いじめ調査の実施 ・教育相談の実施 ・個別懇談の実施
12	・(いじめ根絶チーム定例会)
1	・3学期の推進計画の確認 (いじめ根絶に向けての指導方針や方法の確認) ・いじめ調査の実施
2	・教育相談の実施 ・(いじめ根絶チーム定例会)
3	・1年間の成果と課題、次年度への引き継ぎ

○ 運営に関する推進は、生徒指導主事、教育相談員の教職員によって構成する。

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は職員、児童、保護者、学校評議員によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。